

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当団体の名称は、「National Network for Emergency Mapping」、略称を「N<sup>2</sup>EM (ネム)」とする。

(事務局の所在地)

第2条 当団体の事務局は、茨城県つくば市天王台3-1 国立研究開発法人防災科学技術研究所 総合防災情報センター内に置く。

(目的)

第3条 当団体は、災害対応に必要な地理空間情報作成と活用のための情報支援活動を行うことにより、効果的・効率的な災害対応の実現を通して、災害に強い社会を構築することを目的とする。

(活動内容)

第4条 当団体は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 情報収集と集約：ボランティアによる発災時、災害対応に必要な情報の収集と集約を支援する活動
- (2) ジオコーディング：収集・集約された情報に対して位置情報（緯度経度）を付与する活動
- (3) 地図化：収集・集約し、位置情報を付与した情報を活用し地理空間情報を作成する活動
- (4) 情報共有：関係主体との連携構築と集約した情報を共有する活動
- (5) 情報公開：作成した情報や地理空間情報を広く一般に公開する活動
- (6) 被災地域支援：被災地域等の求めに応じて地理空間情報作成に関わる支援をする活動
- (7) 訓練：上記の活動を円滑に実施するための訓練活動
- (8) その他当団体の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 当団体の目的及び活動内容に賛同する法人、教育機関、研究機関、自治体、関係府省庁及び各種団体あるいは、個人を会員とする。

### (会員の責務)

第6条 当団体の会員は、本規約に定める目的と活動内容をよく認識し、その活動を通じて災害に強い社会の構築に貢献する。

- 2 災害発生時に情報支援活動を行う会員（以下、活動支援員という。）は、当団体に予め活動支援員としての登録を行うものとする。
- 3 災害発生時に情報支援活動が必要となった場合には、事務局は登録されている活動支援員の中から対応可能な者を速やかに指定し、必要な対応を依頼するものとする。
- 4 活動支援員は、前項の対応依頼を受け当該活動により著作物を創作した場合は著作権を放棄し、主張しないものとする。また、当該著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- 5 活動支援員は、当該活動を第三者の補助を受けて行う場合、その第三者に対し、前項に定める規定を順守させるものとする。

### (入会)

第7条 当団体の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得るものとする。

### (会員名簿)

第8条 当団体は、会員の氏名又は名称及び住所、メールアドレスを記載した会員名簿を作成し、当団体の事務局に備え置くものとする。

- 2 当団体の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当団体に通知した居所及びメールアドレスに宛てて行なうものとする。
- 3 当団体は、個人情報保護法および関連する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守する。

### (禁止行為)

第9条 会員は個人や特定団体の営利を目的として、無断で当団体の名称、防災科学技術研究所の名称、会員名簿等を使用してはならない。

2 会員は反社会行為を行ってはならない。

(退会)

第10条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号の一に該当すると認められるときは、会長は当該会員を退会させることができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 当団体の名誉を毀損したとき。
- (3) 当団体の目的に反する行為をしたとき。
- (4) 公序良俗に反する団体と関係がある者。
- (5) 反社会的な行為を行ったとき。
- (6) その他、合理的事由により会員として不相当であると認められ、役員会にて該当会員に退会を命ずる議決を得た場合。

### 第3章 組織

(役員)

第11条 当団体に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 複数名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 複数名

(役員職務)

第12条 会長は、当団体を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは代行する。
- 3 事務局長は、会長および副会長を補佐し、会務の執行にあたる。
- 4 理事は、役員会の構成員として、本規約に定める役員会の審議事項について審議し、決議する。

(役員選任)

第13条 会長は、役員による互選とする。

- 2 副会長、事務局長、理事は会長が指名する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬)

第15条 役員は無報酬とする。

(役員会)

第16条 当団体に役員会を置く。

- 2 役員会は役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 役員会では、当団体の事業計画及び事業報告、当団体の運営に関する重要事項を審議し、決議する。
- 4 役員会は、会長が招集し、議長を務める。

(事務局)

第17条 当団体に事務局を置く。

- 2 事務局は国立研究開発法人防災科学技術研究所 総合防災情報センター内にて事務局長が定めたものを事務局員とし、当団体の運営事務を行う。
- 3 事務局は必要に応じて事務の一部を外部の機関に依頼することができる。

(その他)

第18条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 本規約は、令和元年5月24日より施行する。